



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 6 月 6 日金曜日 第1463号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（波方町）.....	661
字の区域の変更（ " ）.....	661
理容師法による講習会の指定.....	661
美容師法による講習会の指定.....	661
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	661
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	663
肥料登録有効期間の更新.....	663
保安林予定森林にする旨の通知.....	663
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（2件）.....	664
公有水面埋立免許の出願.....	667
開発行為に関する工事の完了.....	668

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施について.....	668
---------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、波方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は波方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
波方町大字宮崎字小鯛ヶ浦甲647、甲648の1及び甲648の2、字大畑甲679の1並びに字番所乙215の10、乙249の2及び乙252の地先	12,309.63

○愛媛県告示第1296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、波方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字 宮崎 小鯛ヶ浦	波方町大字宮崎字小鯛ヶ浦甲647、甲648の1及び甲648の2、字大畑甲679の1並びに字番所乙215の10、乙249の2及び乙252の地先公有水面埋立地	12,309.63

○愛媛県告示第1299号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年 6 月 6 日

○愛媛県告示第1297号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成15年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成15年8月18日から9月22日までの毎月曜日（9月1日、8日及び15日を除く。）
- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
14,000円

○愛媛県告示第1298号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成15年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成15年8月18日から9月22日までの毎月曜日（9月1日、8日及び15日を除く。）
- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
14,000円

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300078116	有限会社アボトライ	宇和島市丸之内3丁目2番1号	井 上 貴 博	児童居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町1丁目1番3号	平成15年5月1日
38000300079114	社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	和 田 親 人	児童居宅介護	五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	平成15年5月1日
38000300080112	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲 野 恵 三	児童居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成15年5月1日
38000300081110	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田 尾 紀	児童居宅介護	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村2133番地の3	平成15年5月1日
38000300082118	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	越 智 孝	児童居宅介護	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	平成15年5月1日
38000300083116	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	中 辻 兵 次	児童居宅介護	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	平成15年5月1日
38000300084114	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西 岡 芳 教	児童居宅介護	障害児居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成15年5月1日
38000300085111	株式会社シルバーケアサービス	今治市八町西4丁目1番12号	富 田 美和子	児童居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西4丁目1番12号	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1300号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成15年6月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100086111	有限会社アボトライ	宇和島市丸之内3丁目2番1号	井 上 貴 博	身体障害者居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町1丁目1番3号	平成15年5月1日
38000100087119	社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	和 田 親 人	身体障害者居宅介護	五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	平成15年5月1日
38000100088117	株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	甲 野 恵 三	身体障害者居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成15年5月1日
38000100089115	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田 尾 紀	身体障害者居宅介護	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村2133番地の3	平成15年5月1日
38000100090113	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	越 智 孝	身体障害者居宅介護	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	平成15年5月1日
38000100091111	東宇和農業協同組合	東宇和郡宇和町大字卯之町3丁目435番地2	清 水 光 喜	身体障害者居宅介護	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンター	東宇和郡野村町大字野村12号454番地	平成15年5月1日
38000100092119	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	中 辻 兵 次	身体障害者居宅介護	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	平成15年5月1日
38000100093117	西海町	南宇和郡西海町船越1289番地1	中 田 廣	身体障害者居宅介護	西海町指定居宅介護事業所	南宇和郡西海町櫻月212番1	平成15年5月1日
38000100094115	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西 岡 芳 教	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成15年5月1日
38000100095112	森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	森 本 継 雄	身体障害者居宅介護	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成15年5月1日
38000100096110	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20-1	白 石 隆 彦	身体障害者居宅介護	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	越智郡菊間町池原20-1	平成15年5月1日
38000100097118	株式会社シルバーケアサービス	今治市八町西4丁目1番12号	富 田 美和子	身体障害者居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西4丁目1番12号	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1301号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200103113	有限会社アポトライ	宇和島市丸之内3丁目2番1号	井上 貴博	知的障害者居宅介護	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町1丁目1番3号	平成15年5月1日
38000200104111	社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	和田 親人	知的障害者居宅介護	五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字平岡甲168番地	平成15年5月1日
38000200105118	株式会社富士タクシ	八幡浜市1460番地103	甲野 恵三	知的障害者居宅介護	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成15年5月1日
38000200106116	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村625番地	田尾 紀	知的障害者居宅介護	社会福祉法人生名村社会福祉協議会	越智郡生名村2133番地の3	平成15年5月1日
38000200107114	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	越智 孝	知的障害者居宅介護	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西2丁目6番21号	平成15年5月1日
38000200108112	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	中辻 兵次	知的障害者居宅介護	社会福祉法人弓削町社会福祉協議会	越智郡弓削町上弓削218番地の2	平成15年5月1日
38000200109110	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西岡 芳教	知的障害者居宅介護	知的障害者居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成15年5月1日
38000200110118	森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	森本 継雄	知的障害者居宅介護	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成15年5月1日
38000200111116	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20-1	白石 隆彦	知的障害者居宅介護	社会福祉法人菊間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	越智郡菊間町池原20-1	平成15年5月1日
38000200112114	株式会社シルバークアサービス	今治市八町西4丁目1番12号	富田 美和子	知的障害者居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西4丁目1番12号	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・田穂地区）の施行に平成15年5月26日同意した。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

			良用混合石灰30	く溶性苦土10.0		愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2
平成18年6月5日	愛媛県第1236号	魚廃物加工肥料	日振島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量6.0 りん酸全量1.5	公定規格の通り	日振島漁業協同組合愛媛県宇和島市日振島1682番地

○愛媛県告示第1303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・田穂地区）の施行に平成15年5月26日同意した。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1305号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
東宇和郡野村町大字野村16号1022
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡広見町大字下大野2662から2664まで、2666から2678まで

○愛媛県告示第1304号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成18年6月27日	愛媛県第1209号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	公定規格の通り	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2
平成18年6月24日	愛媛県第1218号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良	アルカリ分45.0	公定規格の通り	大日本ドロマイト鉱業株式会社

- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1306号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字老ノ川・字大平（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字元山丁・東之川字元山乙（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
伊予三島市大字小川山字佐々連尾山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字佐々連尾山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字上黒川・字老ノ川・字大平・字成藪（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字大平（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字老ノ川（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字中之郷丁・字猪之谷丁・字元山丁・字石鎚神社境外土地・東之川字元山乙・荒川字蔭地山・藤之石字大保子谷山・字主谷山・字孫左荒・字寒風山・字笹ヶ峰山（以上11字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字元山丁・字元山乙・字寒風山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石鎚神社境外土地・字大保子谷山・字主谷山・字寒風山・字笹ヶ峰山（以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
越智郡玉川町大字木地字木地奥山・大字龍岡上字木地奥山・字ゴザエモン谷（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字大成（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字老野丁・字野地丁・字奥平丁（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字明河字モチ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字モチ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字モチ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇摩郡土居町字西山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

11(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市大字長沢字医王山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

12(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字元山丁・東之川字元山乙・藤之石字寒風山・字大保子谷山・字主谷山（以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字元山丁・字元山乙・字寒風山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）
イ (4) その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 13(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字元山丁・字石鎚神社境外土地（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 14(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字老ノ川・字大平（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 15(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字明河字モチ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字モチ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
イ (4) その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 16(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字大平・字成藪・字上黒川・字老ノ川（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字上黒川・字老ノ川（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
イ (4) その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 17(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字石鎚神社境外土地・字元山丁・藤之石字寒風山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字石鎚神社境外土地・字元山丁（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
イ (4) その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 18(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡小松町大字石鎚字大平・字老ノ川（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア (7) 主伐は、択伐による。
イ (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 19(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市藤之石字寒風山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 20(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字明河字モチ山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1307号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
温泉郡重信町大字上林字善神山乙597
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び重信町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1308号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、西条地方局丹原土木事務所及び東予市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
東予市
東予市周布349番地の1
代表者 市長 青野 勝
東予市楠甲453番地の9
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域
- ア 位置
東予市河原津甲1188番地先の公有水面
- イ 区域
次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.80メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域
基点(東予市河原津甲1188番地先北物場に設置された金属錐)は、北緯33度58分24秒、東経133度04分12秒の地点
1点は、基点から真北53度42分09秒16.58メートルの地点
2点は、1点から真北52度37分02秒5.54メートルの地点
3点は、2点から真北51度58分28秒6.58メートルの地点
4点は、3点から真北51度57分04秒3.26メートルの地点
5点は、4点から真北52度20分21秒2.60メートルの地点
6点は、5点から真北57度25分12秒3.24メートルの地点
7点は、6点から真北60度44分51秒1.93メートルの地点
8点は、7点から真北142度59分10秒12.22メートルの地点
9点は、8点から真北232度59分10秒80.50メートルの地点
10点は、9点から真北322度59分10秒11.54メートルの地点
- ウ 面積
951.30平方メートル
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域
- ア 位置
東予市河原津甲1188番地先の公有水面及び陸域
- イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（東予市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属鈹）は、北緯33度58分24秒、東経133度04分12秒の地点

A点は、基点から真北14度57分57秒20.94メートルの地点

B点は、A点から真北142度32分31秒11.69メートルの地点

C点は、B点から真北52度00分39秒29.40メートルの地点

D点は、C点から真北83度35分16秒27.22メートルの地点

E点は、D点から真北115度09分53秒35.96メートルの地点

F点は、E点から真北195度59分27秒36.31メー

ルの地点

G点は、F点から真北232度59分10秒122.46メートルの地点

H点は、G点から真北322度54分25秒68.00メートルの地点

I点は、H点から真北52度59分10秒28.50メートルの地点

J点は、I点から真北322度54分25秒10.60メートルの地点

ウ 面積

9,851.11平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成15年5月16日

○愛媛県告示第1309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第7号 平成15年5月22日	伊予市米湊字野中1341番1	伊予市稲荷甲614番地 田中達司
15松局伊土検（開）第8号 平成15年5月23日	伊予市尾崎字天神下71-1、71-3、71-5、71-6及び71-7	松山市余戸中二丁目15-26 有限会社 伍建 代表取締役 栗坂善一郎 伊予市尾崎71-3 向井惣平
15松局建（開）第7号 平成15年5月23日	北条市常保免字式反地33番1	北条市辻362番地 渡部宣弘

雑 報

○公 告

宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成15年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

財団法人 不動産適正取引推進機構
理事長 小野 邦久

1 試験の日時

平成15年10月19日（日）午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

4 受験申込書の配布

(1) 配布期間

平成15年7月7日（月）から同年8月1日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

(2) 配布場所

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階）及び各支部（所在については、本部に照会すること。）

なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書きし、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

5 受験申込書の受付期間

平成15年7月28日（月）から同年8月1日（金）までの期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

6 受験申込書の提出先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階）に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること（平成15年7月7日（月）から同年8月1日（金）までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。）。

7 受験手数料

7,000円

8 合格発表

平成15年12月3日（水曜日）

9 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1
愛媛不動産会館2階
T E L （089）943 2184

